

(公印省略)
財 契 監 第 64 号
平成 26 年 8 月 20 日

競争入札参加有資格者 各位

福 岡 市 長 高島 宗一郎
福岡市水道事業管理者 井上 隆治
福岡市交通事業管理者 阿部 亨

福岡市の不正再発防止等の取り組みについて（お知らせ）

時下、各位におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素から本市事業の円滑な推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市職員の服務規律の確保につきましては、かねてより公務員としての自覚を促し、全体の奉仕者として公務を誠実かつ公正に遂行するよう厳しく指導し、綱紀肅正に努めているところであります。

職員が職務上関係のある業者又は利害関係者から、金銭・物品等の收受・貸借、酒食の供應等を受けることは、基本的に禁止される行為であり、たとえそれが通常の社交的儀礼と目されるようなものや、福岡市職員倫理行動規準の禁止行為に該当しない行為であっても、市民の疑惑を招くような行為は絶対に行わないよう全職員に対し指導の徹底を図っているところでありますので、各位におかれましては、この趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

昨今、公共調達に関し、他都市において贈収賄、談合等により業者等が逮捕されております。また、暴力団等と密接な関係を有していると福岡県警から通報される業者が、依然として、跡を絶ちません。

本市では、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」の措置要件に該当する不正行為等を行った競争入札参加有資格者に対しては、従前同様に厳正な姿勢で臨みますので念のため申し添えます。

加えて、飲酒運転の撲滅に向け、交通安全の推進に組織をあげて取り組んでおり、市民の皆さまや企業、関係機関などにも広く呼びかけているところです。

各位におかれましても、これらの趣旨をご理解のうえ、更なる取り組みをお願いいたします。

福岡市職員倫理行動規準の概要

福岡市職員の公務員倫理に関する条例等について

- 公共工事などにおける不正再発防止策の一環として、本市は、入札制度改革などと併せて「福岡市職員の公務員倫理に関する条例」（市公務員倫理条例）を制定し、平成14年4月から施行しています。
 - 市公務員倫理条例は、職員の職務への使命感の自覚と高揚を促すとともに、疑惑や不信を招くような行為を防止し、市民の皆様の信頼を得ることを目的としています。また、職員の利害関係者からの贈与等の禁止及び制限等について規定した「福岡市職員倫理行動規準」も条例に基づき施行していますので、その趣旨及び内容をご理解いただきますようお願いします。
- * 「福岡市職員の公務員倫理に関する条例」及び「福岡市職員倫理行動規準」は、福岡市のホームページ上にある「例規集」（アドレス <http://www.city.fukuoka.lg.jp/>）でご覧になれます。

○全ての職員が遵守すべき事項

すべての職員は、倫理行動規準に定められた次の禁止行為を行ってはならないものです（裏面「福岡市職員倫理行動規準の概要」を参照）。

1 利害関係者との間の禁止行為

- (1) 財産上の利益の供与を受けること（一定の例外を除く）
- (2) 供應接待を受けること（一定の例外を除く）
- (3) 一緒に飲食、ゴルフ、旅行等をすること（一定の例外を除く）

2 利害関係者以外の事業者等との間の禁止行為

- (1) 通常一般の社交の程度を超えて財産上の利益の供与を受けること
- (2) 通常一般の社交の程度を超えて供應接待を受けること
- (3) 飲食代などのつけ回しをすること

3 その他の禁止行為

倫理原則の趣旨に照らし、公務員としてふさわしくない行為をすること

○「利害関係者」とは

職員の職務の遂行によって直接に利益又は不利益を受け得る者、すなわち職員と「職務上の利害」がある者です。「利害関係者」は、職員が従事している職務の内容に応じて職員ごとに異なることとなります。

○「事業者」とは

法人その他の団体（その利益のために行為を行う役員・従業員その他の者を含む）や事業を行っている個人を指します。（一部除かれる場合もあります。）

- * なお、事業者の方等については、事務室等への立ち入りをご遠慮いただいておりますので、あわせてお知らせします。

【問合せ先】総務企画局人事部コンプライアンス・安全衛生課

TEL：092-711-4151 FAX：092-733-5900

E-mail：compliance.GAPB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市

1 利害関係者との間の禁止行為

(1) 利害関係者の範囲

職員の区分	左の職員にとっての利害関係者
すべての職員	○当該職員の職務に関連性を有する事業を行っている事業者等又は個人 (例: 道路工事の設計・監督に携わる職員にとっての土木業者, 港湾管理に携わる職員にとっての各種港湾関係業者など)
許認可等の事務に携わる職員	○当該許認可を受けて事業を行っている事業者等又は個人 ○当該許認可の申請をしている事業者等又は個人 ○当該許認可の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は個人
補助金等を交付する事務に携わる職員	○当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は個人 ○当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は個人 ○補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は個人
立入検査又は監査をする事務に携わる職員	○当該立入検査等を受ける事業者等又は個人
不利益処分をする事務に携わる職員	○当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は個人
行政指導をする事務に携わる職員	○当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者等又は個人
契約に関する事務に携わる職員	○当該契約を締結している事業者等又は個人 ○当該契約の申し込みをしている事業者等又は個人 ○当該契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者等又は個人

(注) 事業者等とは、法人その他の団体（その利益のために行為を行う役員・従業員その他の者を含む）や事業を行っている個人を指す

なお、上記に該当する者であっても、次の者は利害関係者から除かれる

- 外国政府・国際機関・外国の地方公共団体又はこれらに準ずるものに勤務する者
- 国・他の地方公共団体・派遣法に基づき本市職員を派遣する公益法人等に勤務する者
- 利害関係が希薄な者として任命権者が定める者

(2) 禁止行為

禁止される行為	参考
金銭・物品・不動産の贈与（せん別・祝儀・香典・供花等を含む）を受けること	○利害関係者から不動産、物品、サービス等を時価よりも著しく低い対価で購入すると、その差額に相当する金銭の贈与を受けたものとみなされます。 ○多数の者が出席する会議・パーティー・懇談会等において記念品の贈与を受けることは例外的に許されます。
金銭の貸付けを受けること	○利害関係者が金融機関である場合には、一顧客として通常の貸付けを受けることは例外的に許されますが、金融機関でない場合は、たとえ有利子でも金銭の貸付を受けることはできません。
無償で物品・不動産の貸付けを受けること	○有償で物品や不動産を借り受ける場合でも、その対価が時価よりも著しく低いときは、差額に相当する金銭の贈与を受けたこととみなされます。 ○職務として訪問した際に、提供される物品・会議室等を使用することは例外的に許されます。
自己の債務について弁済・担保の提供・保証をしてもらうこと	○利害関係者に住宅ローンや借家契約の保証人になってもらうことは禁止されます。
無償で役務（サービス）の提供を受けること	○自宅の引越しを手伝ってもらうことは禁止されます。 ○利害関係者との打ち合わせが長引き深夜におよんだとしても、タクシーの提供を受けることはできません。 ○職務として訪問した際に、提供される自動車（業務において日常的に利用されているものに限る）を利用することは例外的に許されます。
未公開株式を譲り受けること(有償・無償を問わない)	○公開済株式は、適正な対価を支払えば譲り受ける（購入する）ことができますが、未公開株式は、たとえいかなる対価を支払っても、譲り受ける（購入する）ことは禁止されます。
供應接待（もてなし）を受けること	○職務に従事中に、簡素な飲食物の提供を受けることや、多数の者が出席する会議・パーティー・懇談会等において飲食物の提供を受けることは例外的に許されます。
一緒に飲食をすること	○以下の行為は、例外的に許されます。 ・職務に従事中に、一緒に簡素な飲食をすること ・多数の者が出席する会議・パーティー・懇談会等において一緒に飲食をすること ・割り勘で一緒に飲食をすること（ただし、夜間ににおける簡素でない飲食については、倫理監督者への届け出（原則事前）が必要） ・市費の負担を伴って一緒に飲食をすること
一緒に遊技・ゴルフをすること	○パチンコ・麻雀は禁止される遊技にあたります。 ○多数の者が参加するコンペ等において、割り勘で一緒にゴルフをすることは例外的に許されます。
一緒に旅行をすること	○公務のため一緒に旅行（出張）をすることは例外的に許されます。

利害関係者と私的な関係（親族関係・地縁関係・学生時代の交友関係等）がある場合、市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められるときは、禁止行為が例外的に許される

2 利害関係者以外の事業者等との間の禁止行為

禁止される行為

- 通常一般の社交の程度を超えて財産上の利益の供与を受けること
- 通常一般の社交の程度を超えて供應接待を受けること
- 飲食代などの他、物品・不動産の購入・借受け又は役務の受領の対価をつけ回しすること

3 その他の禁止行為

以上のほか、倫理原則に照らし、公務員としてふさわしくない行為をしてはならない

平成26年8月20日

競争入札参加有資格者 各位

福岡市財政局契約監理課長

企業現地実態調査について

本市においては、登録業者の登録内容を確認するため、企業現地実態調査を行っております。

調査にあたっては、事前連絡なしにお伺いいたします。調査員はあらかじめ身分証明書を提示することとしておりますので、ご協力をお願いいたします。

- ・工事の登録業者につきましては、経理・決算状況及び建設業許可の状況や経営事項審査の確認等を行います。
- ・委託や物品の登録業者につきましては、技術者の雇用の状況や経理・決算状況及び登録内容等の確認を行います。

経営事項審査について(工事)

本市では、工事業者の登録資格要件として、経営事項審査を受けている者であることと定めています。

また、建設業法でも、公共工事を受注する業者は経営事項審査を受けなければならないと定められています。

従って、業者登録期間中においても、期限切れ等で経営事項審査を受けていないことが判明した場合は、競争入札参加停止等措置を行うこととなりますので、必ず毎年経営事項審査を受けるようご注意ください。